

令和4年度山口県医師会事業計画

山口県内における COVID-19 感染状況は、オミクロン株による第6波を迎え、4月初旬の段階では収束を迎えておりません。

6波以前の状況と異なるのは、ワクチン接種が2回済んでいる事、オミクロン株は感染力が強く、小児から高齢者まで多くの感染者を出す事、重症例は少ない事、経口治療薬が出てきた事、欧州の一部の国では隔離政策を中止した事などです。県医師会では、引き続き、状況の変化に応じて、県民の生命・健康が守られるように、郡市医師会や行政と協力しながら、適正な対応を行ってまいります。

県医師会は県全体の医療政策をリードする立場から、従来からの事業を継続・拡充し、諸問題の解決に努力いたします。

医師の高齢化（平均年齢53歳：平成30年）が全国1位となっている原因は、若手医師の不足によるもので、若年層医師が県内で働きやすくなる環境整備に努め、若年層医師・臨床研修医の県内定着を進めます。また、令和3年度から始まった地域の医療を守るための医業継承事業を推進します。幅広い臨床能力を備える、かかりつけ医機能を有する医師を増やすための事業も継続いたします。急速な発展を遂げている AI 関連や最先端医療などに山口大学と共同歩調を取りつつ、山口県の医療レベルの向上に寄与します。

母子保健対策などを通じて少子化対策に寄与し、ワクチン接種など予防保健事業を充実していきます。

JMAT やまぐちとの整合性を持たせた BCP (Business Continuity Plan) マニュアル作成など災害医療のスキームづくりを行います。

看護学校に対しては引き続き支援をいたします。

これらの事業を郡市医師会・日本医師会と連携して推進いたします。

1. COVID-19 に対する諸問題の解決
2. 若年層医師・臨床研修医の県内定着
3. 医業継承への対応

4. かかりつけ医機能の理解及び向上
5. 山口大学との連携
6. 少子化対策への医療的貢献
7. 予防保健事業の充実
8. 災害医療のスキームづくり
9. 看護学校対策
10. 郡市医師会・山口県医師会・日本医師会の連携

I 実施事業

—地域医療・保健・福祉を推進する事業—

1 生涯教育

加藤 副会長 郷良 常任理事

白澤 理事 山下 理事

プロフェッショナルオートノミーの理念のもと、医師の自己研鑽が幅広く効果的に行われるように日本医師会生涯教育制度を活用し、研修会等を開催する。

新専門医制度が平成30年度からスタートし、生涯研修セミナーでは生涯教育の単位に加えて、専門医の認定・更新に必要な共通講習の単位を引き続き取得し、専門医のキャリアアップ、キャリア維持に貢献していく。コロナ禍にあっても、工夫をして、年4回の生涯研修セミナーを開催したい。

山口県医学会総会は昨年度延期となったため、引き続き岩国市医師会の引き受けで開催を予定している。

山口大学医学教育学講座の協力で、将来、医師を目指している中高生、将来の仕事を模索している中高生などを対象にした医師の職業体験事業を開催する。

医師の体験学習は実地演習を含んだ体験参加型の研修であり、参加者に好評である。山口大学医学部・山口大学医師会の参加・協力を得て積極的に運営し、広報を活発にして参加者を増やしていきたい。

また、勤務医を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、勤務医部会の企画・協力による生涯研修セミナーを本年度も開催する。

少しずつ投稿論文が増えてきた山口県医学会誌を例年通り発行する。

- (1) 日本医師会生涯教育制度のさらなる推進
- (2) 山口県医師会生涯研修セミナー・日本医師会生涯教育講座の開催
- (3) 山口県医学会総会の開催
- (4) 医師の職業体験事業の開催
- (5) 医師の体験学習の開催
- (6) 新専門医制度や日医かかりつけ医機能研修制度の推進
- (7) 勤務医に対する生涯教育の一層の推進
- (8) 山口県医学会誌の発行
- (9) 各地区医学会、山口大学医学会の活性化

2 医療・介護保険

清水専務理事 郷良常任理事
山下理事 伊藤理事
藤原理事

令和4年度の診療報酬改定率は本体でプラス0.43%であり、医科はプラス0.26%となった。そのうち、看護の処遇改善のための特例的対応がプラス0.20%、リフィル処方せんの導入・活用促進による効率化としてマイナス0.10%、不妊症治療の保険適用のための特例的対応がプラス0.20%、小児の感染防止対策に係る加算措置の期限到来によりマイナス0.10%等が含まれている。また、薬価についてはマイナス1.35%、材料価格についてはマイナス0.02%の状況である。

コロナ禍による医療保険への影響も2年を経過しているが、診療報酬上の臨時的取扱いとしてやむを得ず導入されている「オンライン診療による初診や処方」については、日本医師会が考える「オンライン診療は、解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、対面診療を補完するもの」である点について、令和4年度以降どのように診療報酬上の運用がなされていくか注視が必要である等、医療保険を取巻く問題は引き続き山積しているが、広く会員の意見を反映して対応していく。

具体的活動として、中国四国ブロックにおける医療保険に関する協議会を（オンライン開催を含

め）年2回の頻度で開催し、各県と共同で意見を積み上げること及び中医協において適正に議論されるよう、日本医師会の診療報酬検討委員会へ積極的に意見を提出していく。

保険請求の審査、保険指導等への対応は従来どおり迅速に行う。また、保険審査が機械的ではなく、医学的見地及び地域医療の実態に則したものが継続されるよう対応していく。特に令和4年度に実施予定である社会保険診療報酬支払基金改革については、審査決定権が中央（本部）に集約される予定であったものを、日本医師会の強い反対により現状どおり各支部が担うこととなったことは大きな成果であったと言えるが、今後の各都道府県審査委員会の運営状況については注視のうえ、慎重に対応していくことが必要である。

行政による保険指導等については、個別指導における立会を引き続き充実させる等により、会員に不利益が生じないよう継続して対応する。

医療保険

(1) 郡市医師会保険担当理事協議会の開催

各郡市医師会に寄せられている医療保険上の質疑及び意見要望に対して、可及的速やかに問題解決できるように努める。また、新点数の評価や従来点数の不合理的についても協議し、次期改定に反映させるように日医へ要望していきたい。保険審査、保険指導についての会員の意見、要望も涉猟し協議していく。

(2) 社保・国保審査委員連絡委員会、審査委員合同協議会等の開催

社保と国保の審査較差是正や診療報酬の疑義解釈を主な目的として開催している。いまだ審査委員会間の較差があることが会員からも指摘されており、必要に応じて回を重ねていきたい。協議内容については速やかに医師会報に掲載し、会員への周知徹底を図ってきたい。また、医師会推薦の審査委員（社保・国保）による打合会を継続し、会員から提出された審査上の問題点について、きめ細かな対応を図っていく。

(3) 新規会員への研修会の実施

県医師会の新規会員に対して、保険診療についての理解を深めるために、研修指導を行う。

(4) 個別指導への対応

個別指導の対象は審査支払機関、保険者などからの情報と高点数によるもの等があり、行政の選定委員会が選定する。県医としては個別指導に立ち会い、指導内容や指導事項が適切であるか確認を行う。また保険委員会の中で指導医とも協議し、効果的かつ公平性のある保険指導が実施されるよう求めていく。

(5) 中国四国社会保険研究会等への参加

会員からの保険診療に関する意見、要望を日常的に集約し、重要な課題についてはこの研究会で当県の要望事項あるいは協議事項として討議し、日医へ上申していきたい。

(6) 行政や関係団体との連携

山口県医療関係団体連絡協議会では各関係団体との連携を図るとともに、医師会の意見や立場を主張していきたい。また、関係行政との協議でも医師会の考え方が正しく伝わるように鋭意努めたい。

(7) 「保険診療の手引き」の発刊

前刊は平成25年度の発刊であり、その後の制度改正、審査委員会の取扱い変更等に対応した「保険診療の手引き」を発刊する。

介護保険

オミクロン株による新型コロナウイルス感染症が急激な勢いで増加しており、高齢者に重症化をきたす可能性が極めて高いため油断を許さない状況が継続している。今年度も新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生した場合の、介護保険利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制整備について、国や日本医師会からの情報に注視していきたい。

最新の国勢調査(2020年)によると、山口県内の65歳以上の老年人口の割合は、34.6%と前

回の32%からさらに増加しており超高齢社会が進展している。医療と介護の線引きは益々難しくなり、制度もさらに複雑化していることから、県内の介護実態を把握するために、積極的に情報収集と分析に努め、地域特性を考慮しつつ柔軟に対応策を検討していく。県内では介護療養病床から「介護医療院」への転換が進みつつあり(全国6位)、その収容人数も拡大しているが、今後、特に医療療養病床からの転換については、各自治体の対応が消極的になる可能性もあり、状況の把握に努め情報提供等、適宜対応していきたい。

在宅医療及び地域ケア会議に関しては多職種連携が必須であり、関連団体との意思疎通を図り連携を強化していく。

認知症対策については、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」又は「認知症サポート医養成研修」を修了した医師を対象として、患者側が気軽に相談できることを目的に「もの忘れ・認知症相談医」(オレンジドクター)制度が、令和元年8月より県の事業として導入されたところである。しかし、県民への周知が進んでいないこともあり、その効果が現れているとはいえないため、今後、かかりつけ医と認知症疾患医療センターとの連携を強化すること等により、県民の期待に応えられる制度となるよう本会も運営に積極的に携わっていく。

介護保険に関連する研修会等については、下記のとおり開催予定だが、新型コロナウイルスの感染状況を慎重に見極めながら開催時期を検討し、必要に応じてweb開催も取り入れたい。

- (1) 都市介護保険担当理事・介護支援専門員協会・訪問看護ステーション協議会との合同協議会の開催
- (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修会の開催
- (3) 認知症サポート医フォローアップ研修の開催
- (4) 主治医意見書記載のための主治医研修会の開催
- (5) 病院での主治医意見書記載のための研修会の開催
- (6) 山口県介護保険研究大会への協力
- (7) 地域包括診療加算・地域包括診療料に係る

- かかりつけ医研修会の開催
(8) 郡市地域包括ケア担当理事会議への参加
(9) 在宅医療と介護の連携事業

労災保険

労災保険とは、労働災害補償保険の正式名が示すように被災労働者に対する補償であり、その早期社会復帰に資するために、医療保険とは若干その性格を異にする。雇用環境や就業形態の多様化等に合わせ労災保険法も適宜改正されているが、多くは健康保険に準拠した形で運用されており、その不備も散見される。特に高齢社会の到来により、高齢労働者の元々有する基礎疾患が増悪した際に、その労災保険適用範囲の明確化等が今後の課題とされており、時代と共に新たな問題も現出するのが常である。出来得る限り、現行制度の運用上の不備や問題点を拾い上げ、制度改正に資するよう日医との連携に努めたい。

労災保険における労災診療の審査は、労災保険診療委員に引き続き対応いただく予定であり、労災保険医療委員会や郡市労災保険担当理事協議会の開催を通じて、労災保険診療における個別の問題についても対応していく。また、山口労働局と連携し、労災保険取扱い医療機関の労災保険診療に対する更なる理解を得られるように、今年度も「労災診療費算定実務研修会」を開催する。

自賠責医療

山口県医師会自賠責医療委員会を開催し、情報収集に努め自賠責医療の適正化を図る。現状ではトラブルの事例数は減少傾向にあるが、損保会社による安易な健保使用の要求や支払遅延等の報告は一定数あり、山口県自動車保険医療連絡協議会を適宜開催し、各医療機関から提出されたトラブル事例について協議し、円滑な解決を図っていく。また、中国四国医師会連合総会において各県との自賠責医療に関する情報共有を図り、日本医師会へ必要な対応を要望していく。自動車保険医療連絡協議会に参入していない損保会社についてもそれぞれ協議を行い対処していく。

- (1) 郡市労災・自賠責保険担当理事協議会の開催

- (2) 労災保険医療委員会の開催
(3) 自賠責医療委員会の開催
(4) 山口県自動車保険医療連絡協議会の開催

3 地域医療

前川常任理事	清水専務理事
上野理事	藤原理事
	茶川理事

地域医療

- (1) 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症の流行への対応も含め、地域の医師が、目の前の医療だけを行えばよいという時代ではなくなり、意識する・しないにかかわらず、国や県の施策の一部を担うようになっていく。

国の医療政策には、大都市に向けた施策も含まれる。それらが県民も医師も高齢・過疎化の進む山口県にそぐわぬとしても、県の施策として遂行せざるを得ない。また、地域医療介護総合確保基金は、補助対象に病床機能再編や勤務医働き方改革事業を含めていながら、医療人材育成への運用は困難なままである。

コロナ禍で地域の医療者は疲弊している。その立場を守りながら、将来にわたり医療提供体制を維持できるよう、地域の実情に沿った施策の実行を働きかける。

①保健医療計画

国は第8次医療計画に関する検討を繰り返し、令和4年度に基本方針を示す予定である。それを受け、都道府県は令和5年度から第8次医療計画の策定作業に入る。新興感染症対策を含めた5疾病・6事業および在宅医療等について県の方向性を協議していくことになる。

新型コロナウイルス感染症の流行は、時期により振幅が異なり、感染症そのものだけでなく、その背景にあるシステムにも医療現場は翻弄されてきた。現場の苦勞が知見として県の医療計画に反映され、より良いシステムが構築されるよう努める。

②地域医療構想

2025年(令和7年)までの医療需要の変化に備え医療体制を整えていくことが、地域医療構想

の目的である。県内ではこの5年間で約2,000の減床、特に令和元年度1年間には回復期病床への転換の上に約1,000床を減じ、医療現場は構想の推進に込んでいると言える。

単月データであった医療機関の病床機能報告は、令和3年度から単年度報告となり、令和4年度には外来機能報告も追加される。国は公的医療機関の役割の再検証の期限も新たに示しているが、再検証の必要性や病床機能や病床数の変化の地域ごとの影響や効果などの評価を求めている。

③医師確保・偏在

医師の働き方改革が進められる中、人員配置の見直しから時間外救急医療が影響を受けると考えられている。地域の医療機能が再編・集約された上での効率的な配置が望ましいが、医療機能の再編には時間を要する。現時点でできることとして、時間外二次救急医療を担う医師の労力を評価し、就労継続支援策を講ずるよう県に働きかける。

④地域医療介護連携

連携の理想は、住民が病態・状態の変化に合わせて、急性期～慢性期・在宅医療と介護・福祉サービスをシームレスに行き来できることである。平時に連携が取れている地域は、新型コロナウイルス感染症の影響下でも組織同士のつながりの底力を見ることができた。県医師会はシステムのつなぎ手、組織のつなぎ手としての連携に努める。

(2) 救急・災害医療対策

①救急医療について

地域の医師の高齢化、地域の救急医療の担い手不足、および新型コロナウイルス感染症流行の影響から、一次救急医療や二次救急医療システムの再構築を考慮する地域もある。一次救急医療については現況調査を重ね、二次救急医療については、各種協議会および関係機関からのヒアリングを続け、地域課題対応策の共有や先述の医療機能再編・医師配置の効果・影響を評価していく。

②小児救急医療について

小児救急医療支援事業の拡充、特に、小児救急医療電話相談事業内容の精錬を求めている。地域福祉に関連し、医療的ケア児の救急搬送に関する課題を地域ごとに抽出し、関係機関と協力しながら

ら対応を進める。

③検死（検視・検案）体制について

全県的な医師不足に先行し、警察医の不足も顕著であり、待遇改善を関係機関に働きかけながら、検視立ち会い医師の確保に努める。検案能力担保を目的とした研修会は継続して実施し、警察、歯科医師会、消防、海保、山口大学法医学教室との連携を進める。また、多数死体発生時の検視・検案派遣要請への対応準備として、警察・歯科医師会等との合同訓練に参加する。

④災害医療体制について

近年は豪雨による水害が全国で起こり、南海トラフ地震のような広域災害だけでなく、地域の局所災害への備えが必要となっている。今年度は、災害対応の裾野を広げることをテーマに、JMATやまぐちの活動支援、災害医療研修の充実、災害協定における補償整備、有事を想定した平時の連携強化を進める。

会務としては、感染症流行時の対応も含めた山口県医師会のBCP（事業継続計画）を作成する。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの実現には、医療関係の多職種連携だけでなく、市町行政・介護関係者を含めた協働による体制づくりが重要である。特に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために在宅医療は必須であるが、令和2年度に行った在宅医療に関する実態調査の結果では、県内で在宅医療に携わる医師の6割が60歳以上と高齢化が著しく、24時間・365日対応の負担感（担い手不足）、患者・家族の意識、急変時の対応が課題として挙げられた。今後の在宅医療の推進のためにも迅速な対策が必要である。

県医師会では、引き続き地域包括ケア担当理事会議を開催して、国・県の情報及び各地域での取組事例を収集・提供するとともに、郡市医師会の取り組みを支援する助成事業を行う。

(4) 有床診療所対策

有床診療所は、病院との「入院基本料」の差の拡大（病院最低額の半分以下）とともに経営が厳しくなり、全国で20,452あった施設（1996年）

は6,247施設(2020年)へと大幅に減少している。しかしながら、有床診療所は身近で気軽に相談ができ、地域で急変した患者の受け入れに加え、他病院からの転院先、在宅・介護施設への受け渡し、看護・介護で家族が疲れたときに患者を一時的に預かるレスパイト、看取りや在宅医療の提供などの多様な機能を担うことが可能である。かかりつけ医機能を十分に発揮し、地域包括ケアシステムの中心を担う存在になると考えられ、今後ますます期待されるこのような機能を安定的・継続的に果たし、地域医療を積極的に担うことができるよう有床診療所部会を中心に取り組んでいく。

地域福祉

社会福祉審議会などに参画し、障害者、児童、青少年、母子、高齢者福祉に関与する。令和3年に医療的ケア児支援法が成立し、今後、在宅医療や教育現場での支援が進むことが予想される。県小児科医会及び地域保健部門と連携し、現場や県へと働きかける。

4 地域保健

中村常任理事	河村常任理事
沖中常任理事	伊藤理事
上野理事	茶川理事
	縄田理事

少子高齢化の更なる進行による人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、脳血管疾患(脳卒中)等の非感染性疾患の増加など地域保健を取り巻く環境は大きく変化している。

地域保健では、妊産婦・乳幼児保健、学校保健、成人・高齢者保健、産業保健の4部門について事業を継続して実施しており、健康寿命の延伸を図るには、生涯を通じた健康づくりが必要であるため、今年度も4部門を一つの流れとして捉えて事業を進めていく。

将来の生活習慣病に対する予防として、成人・高齢者に対する健康教育などの周知啓発を図るとともに、学童期・思春期から健康教育を行い、正しい生活習慣を確立することが重要と考えられ

る。また、健康増進・疾病予防から医療へ効率のよい連携を構築していかなければならない。

本県では、健康寿命の延伸を最終目標とした「健康やまぐち21計画(第2次)」やがん対策の基本方針を定めた「第3期山口県がん対策推進計画」等により、さまざまな取組みが進められている。医師会においても、行政との連携を密にしてそれぞれの事業効果が一層高まるように積極的に関与し、住民が健やかな生活を営むことができるような疾病発生の予防に努めていく。

世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、山口県内でも延べ10,000人以上の陽性者が出ており、今後も変異株による急速な感染拡大が懸念される。引き続き関係機関と連携した医療提供体制の構築に資するとともに、ワクチン接種が円滑に実施されるよう協力していく。

妊産婦・乳幼児保健

本県では、定期予防接種を広域化して実施している。広域予防接種については、関係者との合同会議で意見交換を行い、事業を円滑に進めていく。また、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの「定期接種」への位置付け、費用の助成(無料化)、小児に対するインフルエンザ予防接種の費用助成を働きかけていく。HPVワクチンについては、積極的勧奨を差し控えている状態が終了したことに伴い、同状態により接種機会を逃した方に対して時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えての接種(キャッチアップ接種)が行われる予定であることから対象者への積極的な情報提供、並びに接種年齢を過ぎた方への経済的補助を市町行政に訴えていく。

また、昨年2月から開始された新型コロナウイルスのワクチン接種については、現在行われている3回目の追加接種も含めて引き続き県及び市町、郡市医師会等の医療関係団体と連携して円滑な接種体制の構築に協力する。

市町が行う妊産婦・乳幼児健診事業についても、費用の調整などを関係者と協議し、円滑に実施できるよう協力していく。特に、産前・産後サポート事業の全県下での実施、新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助、3歳児健診での屈折検査

の実施、先天異常を減少させるために葉酸を挙児希望女性・妊娠初期女性の希望者に対して配付する制度の創設、生後2週間児及び1歳児を対象とした乳児健診への助成、これらを県及び市町へ要望していく。

子どもの虐待やいじめに関しては、研修会の開催をはじめ、自治体と協力して防止に取り組む。

乳児虐待、産後うつなどの問題もある周産期前後を含め、成人に至るまでを多職種連携により支援することが重要との観点から、昨年度に設置した母子保健委員会において、多職種連携強化のための対策等を協議する。

- (1) 郡市医師会妊産婦・乳幼児保健担当理事協議会・関係者合同会議の開催
- (2) 妊産婦・乳幼児健診事業における各市町・各郡市医師会との調整
- (3) 予防接種医研修会の開催
- (4) 広域予防接種事業における県、各市町、各郡市医師会との調整
- (5) 小児保健・医療にかかわる県事業への協力
- (6) 乳幼児虐待防止に関する医療連携の構築
- (7) 児童虐待の発生予防等に関する研修会の開催（山口県産婦人科医会、山口県小児科医会と共催）
- (8) 母子保健委員会の開催
- (9) 新型コロナウイルスワクチン接種への協力

学校保健

新型コロナウイルス感染症により、子どもたちを取り巻く環境や生活習慣が変化し、学校保健における課題が複雑化していることから、学校医の役割がさらに重要となっている。これを踏まえて、学校医部会を中心に学校医研修会の開催、学校医活動記録手帳の活用を通して、学校保健の一層の向上・推進を図るとともに、地域の学校保健担当者と情報共有の強化を行う。

また、昨年度に引き続き学校健康診断項目の変化や新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、時代に合わせた「学校医の手引き」の改訂版を発行する。

学校心臓検診検討委員会では、学校心臓検診システムの検討、精密検査受診票の疑義照会・分析、

精密検査医療機関研修会を開催し、精度の向上に努める。

また、郡市医師会での取組を支援する観点から、引き続き学校医等研修会及び小児生活習慣病予防対策への助成を行う。

- (1) 学校医部会役員会・総会の開催
- (2) 郡市医師会学校保健担当理事協議会・学校医部会合同会議の開催
- (3) 学校心臓検診検討委員会・精密検査医療機関研修会の開催
- (4) 学校医研修会の開催
- (5) 郡市学校医等研修会及び小児生活習慣病予防対策への助成
- (6) 全国学校保健・学校医大会、中国地区学校保健・学校医大会、若年者心疾患・生活習慣病対策協議会への参加
- (7) 学校医活動記録手帳の活用
- (8) 「学校医の手引き」の改訂

成人・高齢者保健

健康寿命の延伸を図るには、疾患の早期発見・早期治療が重要であり、そのためにも、特定健診やがん検診の受診率向上が重要である。しかし、山口県の特定健診の受診率は低く、市町国保集計では全国平均を大きく下回る状況が続いている。医師会として、関係者と連携して課題等の共有及び対応策等の検討を行う。また、かかりつけ医による受診勧奨を行う。同様に、がんによる死亡率を減らすがん検診の事業効果を高めるため、がんの早期発見、早期治療に結びつく精密検査の精度を一層高めるとともに、緩和ケア研修会、胃内視鏡検診研修会の開催、休日及び平日夜間がん検診体制の確保、がん登録の推進に協力する。

健康保持増進は本人の自覚によるところが大きいため、県民に対する周知啓発が重要となる。例年同様、健康教育テキストを作成し、その活用を進めるなどの拡充に一層努める。また、健康スポーツ医学委員会が企画する研修会を通じて、健康スポーツ医の資質向上を図り、地域住民の健康増進へ寄与する。

禁煙推進委員会においては、令和2年度に会

員を対象に実施した「喫煙や禁煙指導等に関するアンケート調査」、及び昨年度に県内の小中学校を対象に実施した「喫煙防止教育に関するアンケート調査」の結果をもとに、禁煙指導、喫煙防止教育等の実効性の高い対策を展開する。さらに、禁煙推進委員等が執筆する「禁煙推進委員会だより」を県医師会報に1年間掲載していく。

疾病の具体的な周知啓発、予防等のため、糖尿病対策推進委員会を中心に糖尿病対策に積極的に取り組む。糖尿病療養指導の正しい知識や技術の習得を目的として、山口県糖尿病療養指導士講習会を開催し、「やまぐち糖尿病療養指導士」を認定するとともに、有資格者に対するレベルアップ講習会も開催する。

新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き各団体と連携を図り、情報提供・事前準備を周到に行うとともに、発生の段階や状況の変化に応じて、国・県・市町と迅速・的確な医療体制の構築を図る。また、陽性患者の増加による通常医療の逼迫を防ぐためにも、県の専門家会議、感染状況モニタリング会議等を通じて、行政と協議を行うとともに、医療物資の配布や各種補助金の創設等があれば、医療現場への周知を徹底していく。加えて、自宅療養者への健康管理等の支援について、会員医療機関の協力体制を確保し、委託費の支払業務（県委託）を担う。

- (1) 郡市医師会成人・高齢者保健担当理事協議会の開催
- (2) 郡市医師会特定健診・特定保健指導担当理事協議会及び関係者合同会議の開催
- (3) 山口県糖尿病対策推進委員会の開催
山口県糖尿病療養指導士講習会の開催
「やまぐち糖尿病療養指導士」レベルアップ講習会の開催
世界糖尿病デーイベントの企画・運営
糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業効果検証
- (4) 健康スポーツ医学委員会の開催
健康スポーツ医学研修会の開催
- (5) 健康教育テキスト（テーマ「睡眠時無呼吸症候群」）の作成、ホームページ上での公開

- (6) がん対策推進への協力、がん登録の推進
休日及び平日夜間がん検診体制整備支援事業の実施
緩和ケア研修会の開催
胃内視鏡検診研修会の開催
- (7) 新型コロナウイルス（COVID-19）及び新型インフルエンザ等感染症への対策
- (8) 感染症発生状況への注視と動物由来感染症の動向の常時把握
- (9) 禁煙推進委員会の開催

産業保健

近年、労働安全衛生法に基づく定期健康診断において、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血中脂質などにおける有所見率が上昇しており、健康上何らかの問題や疾病を抱える労働者が増加傾向にある。高齢化が一層進む中で、労働者においても、今後は疾病を抱えていても離職や休職せずに治療を受けながら仕事を続ける労働者が増加することから、事業場における治療と職業生活の両立支援体制の強化が重要となっている。

産業医の積極的な関与が今後ますます重要になってくることから、産業医活動の充実や治療と仕事の両立支援を推進していくための研修を山口労働局、山口産業保健総合支援センター、山口県産業医会と連携して実施する。

- (1) 山口産業保健総合支援センターとの連携
- (2) 山口労働局及び関係機関との連携
- (3) 産業医部会理事会の開催
- (4) 新規産業医養成及び認定産業医更新のため産業医研修会の開催及び充実
- (5) 郡市医師会産業保健担当理事協議会の開催

5 広報・情報

長谷川常任理事	今村副会長
中村常任理事	白澤理事
	藤原理事

広報事業として、医師会員に対する対内広報は、県医師会の方針を会員に周知し、広く賛同を得て、医師会活動を円滑に行うために重要である。一方、対外広報は、県民に医師会の活動を知ってもら

唯一の手段として極めて大切である。

対内広報活動としては、会員に対して医師会報を発行し、本会の方針や伝達事項などの周知徹底を図っており、緊急を要する伝達事項は、状況に応じて一斉FAX送信を使うなどして全会員に確実に情報を届けるよう心掛けている。

対外広報活動としては、県民に本会の施策、事業の理解を深めてもらうため、医師会報をホームページ上に公開するとともに県民公開講座及びフォトコンテストの開催、報道機関との懇談会等を通じて、県民の健康の増進、健康意識の啓発を目指しているが、コロナ禍の中、県民公開講座などの県民向けのイベントが開催できないこと等により、県民に対して医療に関する情報を提供することが困難な状況が続いている。県民の健康と医療を守るためにも、昨年度から開始した報道機関に対しての記者会見を引き続き開催し、県民向けの有益でタイムリーな情報をマスメディアを介し発信してゆく。

また、令和元年度に日本医師会が作成した『『日医君』の山口県バージョン』を用いて作成した「ポケットティッシュ」及び「クリアファイル」を、県民に少しでも本会のことを認知していただけるよう配布していく。

さらに、本会が行っている花粉飛散予測については、昨年度からより正確な予想を提供していくために、本会に長年蓄積されたデータを基に自動で予測できるシステム（AIプログラム）の作成の研究を依頼しており、本年も引き続き、取り組んでいただく。

医師会の情報部門としては、早期に各種の情報を収集し、その対応を総合的に検討し、会員に正確な情報を迅速に伝達することが重要である。IT化については、本会の理事会報告資料をペーパーレス化することを目的に購入したiPadの買い換えについて引き続き対応し、紙代及び印刷代等のコスト削減を行っていく。また、今年度の新規事業として、医療機関に対して、電子カルテを暗号化、身代金を要求するランサムウェアなどのサイバー攻撃が頻発しているため、今後のサイバー攻撃への対応を行えるようにするための研修会を開催する。

なお、本会メーリングリストに登録された方に、引き続き研修会の開催案内や各種情報を適宜、メールにて提供していく。

(1) 会報誌面の充実

会報は対内広報の最も重要な柱であり、多くの会員に読んでもらえるよう、毎月開催している広報委員会にて検討し、内容を充実させる努力を続けている。会議や講演会などの報告記事のほか、本会行事の案内及び国や県のお知らせも掲載している。その他、旬な話題や喫緊課題とその対応等を速やかにわかりやすく掲載するなど、医師会活動の重要性についても理解を深めてもらえるよう心がけている。会員並びに広報委員からの意見をできるだけ反映させて、今後も内容の濃い誌面づくりに取り組む。

(2) 県民公開講座

本会独自の県民公開講座を開催し、県民に医療や健康に関する学習の場を設ける。令和3年度に開催した第12回フォトコンテストは、例年同様、多数の応募があり、「山口県医師会のフォトコンテスト」として完全に定着していると思われ、今年度も県民公開講座並びにフォトコンテストを企画・開催する。

(3) 報道機関との連携

報道関係者との連携を保ち、医療に対する理解を得られるように懇談会を今年度も引き続き開催し、医療現場の実態や問題点の取材により、県民にアピールしてもらえるよう働きかける。

(4) 医師会開催行事の報道、取材要請

本会開催の行事のマスコミ報道により、多くの県民に参加を促し、医師会活動に理解を深めてもらうよう引き続き努力するとともに、機会あるごとに県民に日本の医療や山口県の医療の現状を伝えていく。

(5) ホームページの充実

医師会活動を伝える手段として欠かせない役割を担っていることからコンテンツをより充実さ

せ、分かりやすく興味ある医療情報を掲載するよう常に更新に努めていく。なお、毎月発行している医師会報の電子版をホームページ上に掲載し、閲覧できるようにしている。

(6) 花粉情報システム

花粉情報委員会では、県下19か所の測定機関で花粉捕集情報を得ており、正確な花粉情報をマスコミに提供し、県民に迅速に周知されるシステムを構築している。また、測定機関を対象とした講習会を毎年開催しており、花粉測定の精度を上げる努力も続けている。さらに隔年で開催しており、昨年度に開催する予定であったが新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催できなかった県民公開講座花粉症対策セミナーを開催する予定としており、引き続き県民に役立つものとした。

(7) ORCA プロジェクトの推進

日本医師会のORCAプロジェクトの中核である日医標準レセプトソフト（以下、「日レセ」）は、全国で約17,000医療機関（施設）が導入・運用しており、引き続き、医療機関の業務円滑化の手助けとなるよう日レセ導入の相談業務を行うとともに各種ORCA連携電子カルテについても紹介していく。

なお、開催を予定していたものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催できなかった山口県医師会ITフェアについて、開催する予定である。

(8) IT ネットワークの強化

電子メールやメーリングリスト、ホームページなどのネットワークシステムを充実させ、郡市医師会並びに県医師会事務局のIT化を推し進める。また、セキュリティについてもホームページを含め堅牢なものとするようしていく。

(9) 医療機関のサイバーセキュリティ対策

医療機関に対して、電子カルテを暗号化、身代金を要求するランサムウェアなどのサイバー攻撃が頻発しているため、県内の病院、診療所のサイ

バーセキュリティ対策の現状をアンケートを行うとともに、今後のサイバー攻撃への対応を行えるようにするための研修会を開催する。

6 医事法制

加藤副会長 郷良常任理事
山下理事 縄田理事

医療紛争の解決には、多額な費用と莫大な時間を費やすだけでなく、患者側（遺族）も医療者側も精神的な負担は大きい。医療提供者としては、トラブルを減らす努力をしているところだが、患者側としては、医療行為は良い結果をもたらすものであるという意識が高く、その認識の違いが火種となっている事案も多い。医療行為は患者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療機関が患者に対して細心の注意を払い、十分な説明を行い、医療水準に応じた合理的判断に基づく医療を提供できる体制を整えることが、医療紛争を未然に防止する最善の方策と考える。

万が一医療事故が起こった際には、紛争拡大の防止及び早期解決を図るために、医事案件調査専門委員会、顧問弁護士、郡市医師会、そして会員が一体となり対応する。同時に、医療安全研修や生涯教育を通じて医学の現状把握・研修に努めるためにも、会内関係事業とも連携して、質の良い医療を提供する団体として精進する。

日本医師会医師賠償責任保険は昭和48年に発足、49年目を迎えた。昭和48年7月1日から令和3年9月30日までに日医に付託された事案は合計14,220件に上る。年度別に紛争処理付託受理件数をみると、平成17年度ごろにピークを迎え、その後は減少傾向にある。当会としても日医と連携して紛争の早期解決に向けて対応していく。

医療事故調査制度に伴う県内の調査支援体制（解剖及びAi）については、各施設との連携を継続して体制整備に努める。また、県内の支援団体（13団体）の中核として、「山口県医療事故調査支援団体連絡協議会」を主催し、各団体との連携強化を図り、発生する事案に対して速やかに対応すると共に当該医療機関等の院内調査の支援にあたる。また、国の医療事故調査・支援センター（日

本医療安全調査機構)と緊密な連携を図り、事案の調査については、会員を含めた医療機関関係者及び国民の期待に応えられるよう対応する。

医療紛争関係

1 医療事故防止対策

- (1) 郡市医師会における医療事故防止事業に対する協力
- (2) 新規開業医、新医師臨床研修医に対する医療事故防止研修会の開催
- (3) 総合病院の勤務医、看護師、事務職員、その他の医療従事者を対象とした医療紛争防止研修会の開催
- (4) 冊子「医療事故を起ささないために(第4版)」の新規会員への配付

2 紛争処理対策

- (1) 日医A会員加入と特約保険契約の推進
- (2) 日医医賠責保険免責部分補償の医賠責保険契約の促進
- (3) 施設賠償保険契約の促進
- (4) 医事案件調査専門委員会と郡市医師会との連携
- (5) 日本医師会との緊密な連携

3 医療安全

(1) 医療事故調査制度の対応

再発防止を目的とする医療事故調査制度(医療法第6条)に伴う「医療事故調査等支援団体」(厚生労働大臣告示)として、併せて告示された他の団体とも連携を強化し、会員を含めた医療関係者及び国民の期待に応えられるよう任務遂行にあたっていく。

また、死亡事案に限定された医療事故調査制度とは別に、会員からの要望に対応するため、非死亡事案に対しての医療事故調査も実施できるよう体制を整える。

具体的には以下の協議会等の開催及び対応を行う。

- ①都道府県医師会医療事故調査担当理事協議会
- ②山口県医療事故調査等支援団体事務連絡協議会
- ③山口県医療事故調査委員合同打合せ会

④郡市医師会医療事故調査担当理事協議会

⑤山口県Ai研究会

⑥医療事故調査の支援

(2) 日医医療安全推進者養成講座受講推進

本会担当理事の受講とともに、郡市医師会の担当役員、各医療機関の医師・従業員の受講を勧奨する。

4 診療情報の提供

患者からの種々な内容の相談・苦情が増加していることから、県医師会の相談窓口の担当者のより一層のレベルアップを図り、郡市医師会及び県が設立した苦情相談窓口との相互連携を図る。

また、医療機関で暴力をふるう常習患者、医療費の未払い常習患者等の情報収集を行い、事例研究のうえ、今後の医療現場での対応方法を協議していく。

5 個人情報保護対策

厚生労働省がまとめた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び日本医師会が作成した、冊子「医療機関における個人情報の保護」等を会員に周知徹底し、医療機関における個人情報の保護が適正に行われるようにする。

6 薬事対策

(1) 麻薬対策等

麻薬の適正使用、保管・管理、記帳、諸届、毒劇物の保管・管理の周知を図る。特に医薬品の患者投与にかかわる医師・医療従事者への啓発、周知を図る。

(2) 医薬品臨床治験

医薬品の治験は臨床試験実施基準に基づいて行われる。対象疾患によっては、診療所の治験参加も容易となっており、問題が生じれば会内で検討・対応することとする。

7 勤務医・女性医師

今村副会長	加藤副会長
中村常任理事	長谷川常任理事
前川常任理事	郷良常任理事
白澤理事	山下理事
茶川理事	縄田理事

勤務医

医師の働き方改革の議論が本格化し、医師の労働時間短縮や健康確保は重要な課題であり、個人の強い使命感や、医療現場の献身的な努力ではもはや解決できなくなっている。また、新医師臨床研修制度や新専門医制度により、若手医師が不足することで過重労働や診療科及び地域の偏在が顕在化し、地域医療は崩壊しかけている。

今後の医療需要の増大・多様化に対応するためには、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域の主体性に基つき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築等が求められている。本県においても医師不足による医療崩壊を食い止め、地域医療を確保し、県民が安心できる医療体制を構築することは、喫緊の課題である。とりわけ勤務医は地域医療連携、救急医療、卒後臨床研修などで重要な役割を果たしており、その活動は医師会において地域医療再生として大いに期待される。このため、勤務医対策として勤務医の就労環境改善への取り組みや勤務医の医師会活動への参画促進を図ってきた。

令和3年度も令和2年度同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされた事業があったが令和4年度もオンライン会議やメーリングリストの利用等によってこれらの事業を継続していきたい。

地域の実情や課題を把握している郡市医師会の勤務医理事との連携を強化するために懇談会を開催するとともに、郡市医師会での勤務医部会設立を支援する。

病院勤務医懇談会を開催しニーズの把握と対応に努めるとともに、関係機関との連携を緊密にし、医師会活動への一層の理解と勤務医の医師会加入の促進を図っていく。

医師事務作業補助者については、医師の過重労働の軽減に資することから、令和2年度に行っ

た県内各病院における医師事務作業補助者の配置等に関するアンケート調査結果を踏まえ、引続き普及啓発に努めるとともに資質向上の支援を行う。

医学生自らが興味ある診療科の実態を早い時期に体験することにより、県内で医師として働くことの意義や魅力を知ってもらう医学生への啓発事業を実施する。

平成30年度からスタートした新たな専門医制度については、今後、地域の医師不足や地域偏在が生じないように行政や大学等と連携し、専攻医が地域医療に従事しながら、専門医資格が取得できるように促進していく。

平成16年に新医師臨床研修制度が開始され様々な問題が生じている中、本県における令和2年度の臨床研修マッチング結果は昨年比12名増の98名であり、依然として県全体での定員残は33名と多く、県内外から一人でも多くの臨床研修医を受け入れ、また、臨床研修修了後も県内の医療機関で働きたくなる環境を整える必要がある。

平成22年4月より、山口大学、県内の基幹型臨床研修病院、山口県及び山口県医師会で組織された山口県医師臨床研修推進センターにおいて、臨床研修の円滑な推進及び研修医の県内定着に関する事業を行っており、今年度も引き続き臨床研修病院合同説明会への参加、臨床研修医交流会の開催、指導医・後期研修医等国内外研修助成事業等を実施する。

こうした観点から令和4年度は、次の事業を実施する。

勤務医対策

- (1) 勤務医部会総会（シンポジウム）、理事会、企画委員会の開催
- (2) 郡市医師会勤務医理事との懇談会の開催
- (3) 郡市医師会勤務医部会の設置促進
- (4) 勤務医への医師会活動の周知及び加入促進
- (5) 病院勤務医懇談会の開催（県内2か所）
- (6) 市民公開講座等の開催（県内4か所）
- (7) 医師事務作業補助者に関する講演会の開催（導入促進）

- (8) 医学生への啓発事業（医学生のための短期見学研修事業の実施）
- (9) 全国医師会勤務医部会連絡協議会への参加
- (10) 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会への参加
- (11) 中国四国医師会連合勤務医委員会への参加
- (12) 勤務医ニュースの発行（年2回）

臨床研修対策

- (1) 山口県医師臨床研修推進センター運営会議の開催
- (2) 臨床研修病院合同説明会（医学生・研修医）への参加
- (3) 臨床研修医交流会の開催
- (4) 指導医・後期研修医等国内外研修助成事業の実施
- (5) 国内外からの指導医招へい事業の実施
- (6) 病院現地見学会助成事業の実施
- (7) 臨床研修医歓迎会の開催（新臨床研修医を対象としたオリエンテーションの実施）

女性医師

平成12年以降、医師国家試験合格者に占める女性は3割を超え急速に若い女性医師は増加しているが、女性医師の就業率は妊娠・出産・育児により、いわゆるM字カーブを形成している。

今後さらに女性医師の増加が見込まれる中、女性医師がその能力を発揮し、継続的に社会に貢献しかつ活躍するためには、未だ不十分である育児支援をはじめとした“働き方の多様性”に配慮したサポートを充実させるとともに、女性医師の積極的な医師会活動への参加を促進し指導的地位に女性が占める割合の向上が重要である。

令和3年度において、郡市医師会会員に占める女性医師の割合が13.6%であるのに対し、役員総数に占める割合は5.2%にとどまっている。これを向上させるためには、役員に一定割合の登用を求めるクォータ制が直接的かつ効果的な手法であることから、その導入を促進することとし、今年度からアンケート調査による課題の把握等の新たな取り組みを開始する。併せて、郡市医師会における男女共同参画に向けた事業の実施を積極的に

支援するための費用助成を今年度も継続する。

また、令和3年度の山口大学に在籍する女子医学生は33.6%を占めており、医学生早期からの意識醸成は高い効果が期待できることから、引き続き医学教育との連携に努め、女子学生に限らず男子学生にも講義や交流会の機会を捉えて積極的に活動を伝えていく。

男女共同参画部会では6つのWG（育児（子育て）支援、勤務医環境問題、女子医学生キャリア・デザイン支援、地域連携、広報、介護支援）での活動を継続して実施する。

- (1) 郡市医師会におけるクォータ制導入促進
- (2) 男女共同参画推進事業助成金
- (3) 医学生と医師との交流会、医学生への講義
- (4) 県内医療機関の女性勤務医ネットワークの構築
- (5) 男女共同参画・女性医師部会地域連携会議の開催
- (6) HP等を通じた情報発信
- (7) 介護に関する制度変更時の情報提供

8 医業

沖中常任理事 上野理事
茶川理事 縄田理事

新型コロナウイルス感染症は、患者の受診控えなどで医療機関の運営に影響を与えている。当事業はコロナ禍か否かにかかわらず、県民に良質な医療を提供することを目的として、国や行政機関、その他関係機関と連携をとりつつ、以下の取り組みを行う。

医業経営対策

令和3年12月、「令和4年度税制改正大綱」が決定され、「事業税非課税措置・軽減措置」は検討事項とされ存続、また四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）も存続されることになった。さらに地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置が拡充され、不動産取得税の軽減措置が追加となった。引き続き、各方面の情報収集に努め、会員の医業経営にかかわる情報を提供していく。

医業の第三者承継（事業承継）については、令和3年度から山口県の「医業承継支援事業」の委託を受け、基盤づくりをしているところである。譲渡する側、譲受する側の両者にとって、手の届きやすく、かつ頼れるシステムを構築する。

また、コロナ禍における医療機関の支援を引き続き行う。

- (1) 税制対策
- (2) 事業承継問題について、郡市医師会と連携及び他県医師会からの情報収集
- (3) 事業承継に関する協議会の開催(郡市医師会、関係機関)
- (4) 事業承継に関する説明・相談会の開催及び相談窓口設置の検討(新規)
- (5) コロナ禍における医療機関の経営面の支援

医療従事者確保対策

県下には、医師会立看護職員養成所が6校あり、厳しい状況の中、各校の努力により、将来を担う看護職員を輩出している。各校が抱える問題点は応募者数の減少、休学・退学者の増加、補助金確保、専任教員確保、講師・実習施設確保等であり、実際の医療現場においては、県内の看護職員は決して充足しているとは言えない。もし、看護職員の養成が不十分になった場合は、県内の看護職員不足にますます拍車をかけることとなる。

そのため、当会としては、引き続き安定した運営のための各種支援を行っていくことのほか、コロナ禍における感染防止対策の支援を継続する。

県民の健康と医療を守るためにも、医師会立看護職員養成所は欠かすことができないものであるため、より一層の理解・支援を得るべく、県行政や関係機関に、引き続き働きかけを行う。さらに、学校運営の郡市医師会だけでなく、県下すべての郡市医師会とも課題を共有していく。

- (1) 郡市医師会看護学校(院)担当理事・教務主任合同協議会の開催
- (2) 医師会立看護職員養成施設への助成
- (3) 医師会立看護学校(院)に関する基本調査の実施

- (4) 医師会立看護職員養成所問題への対策
- (5) 中四九地区医師会看護学校協議会への出席
- (6) 都道府県医師会看護問題担当理事連絡協議会への出席
- (7) 山口県実習指導者養成講習会受講者への助成
- (8) 日本准看護師連絡協議会へ賛助会員としての加入
- (9) 准看護師を対象としたスキルアップ研修会の開催時の助成
- (10) 中四九地区医師会看護学校協議会への学校(院)年会費の助成
- (11) 看護教員養成講習会の通信受講者の支援
- (12) 医師会立看護学校(院)の新型コロナウイルス感染防止対策(教材・感染対策備品の購入)等への支援
- (13) 医師会立看護学校(院)入学者募集広報活動等(オープンキャンパス開催時の助成を含む)の支援

労務対策

医療に携わる人たちの労務管理は医業経営の基本である。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働安全衛生法など関係法令により、医療機関においても労務管理の重要性が認識されなければならない。関係機関と連携・協議しながら対応していく。

県が設置した山口県医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関における経営管理面と労務管理面において一体的な支援を行っている。必要に応じ、当センターと情報提供等、連携して各医療機関の職場環境整備に努めていく。

働き方改革については、平成29年3月に実行計画が閣議決定され、医業に従事する医師に関しては、時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月1日まで猶予されている。それらを踏まえて医療従事者について、今後も国や日本医師会からの情報に注視していきたい。また、日本医師会において「医療機関勤務環境評価センター」が設置されることから、本会としても協力していく。

労務に関しては、労働局等の関係当局からの情報を受け、会員に周知徹底をはかる。

- (1) 郡市医師会労務担当理事協議会の開催
- (2) 育児・介護休業法に基づく制度の普及
- (3) 労働安全衛生法等に基づく医療従事者の労働安全衛生の確保
- (4) 過重労働に対する検討・対策
- (5) 労務に関する関係団体との検討会の開催
- (6) 医療従事者の勤務環境改善等に関する取り組み

医療廃棄物対策

排出事業者としての信頼を失わないように、各医療機関に対して医療廃棄物の適正処理及びマニフェスト管理の徹底をはかり、各医療機関が適正に管理できるように、県行政や関係機関と連携しながら有用な情報提供及び助言等を行っていく。

- (1) 電子マニフェストの普及促進
- (2) 医療廃棄物処理に関する相談業務の促進

II その他事業

1 収益

実施事業を財政的に支えるために、次の事業を実施する。

(1) 保険料収納代行業務

主に会員を対象として生命保険及び損害保険の保険料の集金業務を保険会社等に代わって行うことにより、生命保険会社等から集金代行手数料を得る。

(2) 労働保険事務組合業務

小規模の事業主である会員から委託を受けて、労働保険料の申告、納付各種届け出等の業務を山口労働局長の認可を受けて行う。

III 法人事業

1 組織

清水専務理事 藤原理事
縄田理事

山口県医師会は県民の健康増進と維持及びその根幹たる医療提供体制の充実を図るために、医療政策に医療現場の声を反映させるべく活動する組

織であり、また、県内の医師をはじめとする医療従事者を支える組織でもある。今般のコロナ禍のように社会・医療情勢が混乱する中であっても、県民の視点にたった多角的な事業を専門職能集団として展開し、常に、県民の求める安全・安心な医療提供体制の構築・充実に向けて努力し、医師をはじめとする医療従事者が、働き甲斐を持って社会に貢献できるような体制の構築に努めなければならない。会員一人ひとりが医療人としての矜持を持って、積極的に医師会活動に参画・貢献できる組織であり続けるよう、大きいパラダイムシフトを迎えている現代の社会情勢にも即応できる向上心と柔軟性を持った組織創りを目指していく。

(1) 表彰

表彰規程に基づいて実施する。

(2) 新入会員の研修

新規入会第1号会員に対し、県医師会の事業概要、保険診療等をはじめ「医の倫理綱領」の遵守、医療事故防止対策等に関する研修を実施し、地域医療における医師会活動への理解を深めるとともに、医師会活動への参加や協力依頼を行う。

(3) 調査研究

- ①定款、諸規程、会費等の諸施策について定款等検討委員会等に諮問する。
- ②山口県医師会事業継続計画(BCP)を作成する。
- ③緊急課題にはプロジェクトチーム等を設置し、対応策の検討を行う。

(4) 新公益法人制度対策

新公益法人制度に基づき、円滑な法人運営に取り組む。

(5) 母体保護法指定医師関係

山口県産婦人科医会と緊密な連携のもと、母体保護法の理念に則り、適切に指定・更新及び研修等を実施する。

(6) 郡市医師会との連携

郡市医師会との意見交換の機会を作り、実施事業の共催等、一層の連携強化に努める。会員からの意見・要望、提言を把握し、諸施策に反映させる。

(7) ドクターバンクの運営（医師等の求人・求職対策）

医師確保のために設置しているドクターバンクを運営する。

(8) 医師会への入会促進

医師会入会のメリットを伝え、研修医及び勤務医をはじめとする会員増に努める。また、医師会の役割や活動について理解を深めていただくため、臨床実習前の山口大学医学部4年生を対象にした講義を行うなど、若い医師等への入会促進を積極的に図り、地域医療への貢献・医師会活動への参画を推進する。

(9) 医療関係諸団体との連携強化

地域医療を円滑に運営していくために、諸団体との友好的な関係は大変重要である。三師会・看護協会・病院団体等との懇談会において情報交換を深め、さらなる団結を図る。

(10) 医師会共同利用施設対策

医師会病院、臨床検査センター、医師会介護保険関連施設など医師会共同利用施設は、地域の健康・医療・福祉を包括した総合拠点として重要な役割を果たしている。しかし、施設の老朽化や民間との競合など、経営面での大きな課題を抱えているところもある。

臨床検査センターでは、精度管理の重要性が問われており、引き続き精度管理の確立にも努める。訪問看護ステーションや在宅介護支援センターなどの介護保険関連施設では、医療と介護の連携推進を図り、経営面での問題点について助言や要望を行う。

このような状況の中、全国の共同利用施設の情報収集し、提供するとともに、各施設の情報交換の場を設けるなど改善策の検討を行う。

- ①中国四国医師会共同利用施設等連絡協議会への参加（徳島県）

- ②臨床検査精度管理調査報告会への参加
- ③都道府県医師会共同利用施設担当理事連絡協議会への参加
- ④郡市医師会共同利用施設担当理事協議会の開催

(11) 医政対策

少子化及び超高齢化社会の到来によって、医療は最大のパラダイムシフトの時期を迎えている。それに加え、今般のコロナ禍により、我が国の医療制度や医療提供体制の問題点や今後の課題が明らかにされている。国民が安心して医療を受けられる環境を整備し、改善していくためには国の施策に対して不断の働きかけを行う必要がある。

医療現場の声を基に、医師会が目指す医療制度の姿、医療提供体制の改革について広く国民の理解を得るべく情報発信・啓発活動を行い、医系議員、地元選出議員を通じて国政、県政へ医療政策の提言を行っていく。

(12) 社会貢献活動の推進

県民の医師会活動に対する理解を深めるため、社会貢献活動を推進する。

2 管理

医師会運営及び会館管理に関することを行う。

県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)
TEL 0836(34)3424 FAX 0836(34)3090
[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>
新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。